

聖和訪問看護ステーション

運 営 規 程

聖和訪問看護ステーション 運営規程

(事業の目的)

第 1 条 医療法人せいわ会が開設する聖和訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）は、ステーションの看護師及び理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(事業の運営方針)

第 2 条

1 ステーションの看護師及び理学療法士等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第 3 条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 聖和訪問看護ステーション
- 2 所在地 福岡県小郡市津古 1470 番地の 1

(従業者の職種、人員数及び職務の内容)

第 4 条 ステーションに勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

1 管理者 常勤 1 名

管理者は、ステーションの従業者の管理、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

2 看護職員 常勤換算 2.5 名以上

看護職員は、医師の指示のもと、利用者等の心身の状況、病歴及びその置かれている環境等を踏まえ、訪問看護指示書及び居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助も目標応じて看護計画を作成し、利用者又はその家族に説明する。

3 理学療法士等 必要に応じた人数

理学療法士等は、運動機能検査、作業能力検査、言語及び口腔機能検査等を基に、利用者等の心身の状況、病歴及びその置かれている環境等を踏まえ、医師と連携してリハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した訪問看護（リハビリテーション）計画及び介護予防訪問看護（リハビリテーション）計画、口腔機能の低下しているまたはそのおそれのある当該利用者等に口腔機能改善管理指導計画を作成する。また、医師により認知症の利用者に対しては生活機能の改善が見込まれると判断した利用者に対しては、その生活機能の改善を目的としたリハビリテーションマネジメントにおいて作成したリハビリテーション実施計画に基づき、記憶の訓練、日常生活活動の訓練等を組み合わせたプログラムを実施する。

4 事務職員 必要に応じた人数

医療介護の給付費等の請求及び通信連絡業務等、その他一般的事務業務等必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日及び12月31日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- 3 訪問看護サービス提供対応日 年中全て対応する。
- 4 訪問看護サービス提供対応時間 午前7時から午後10時までとする。
- 5 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容）

第6条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察（血圧・体温・脈等の測定を行い、身体異常の早期発見）
- 2 療養上のお世話（清拭・洗髪・入浴介助・排泄介助等）
- 3 薬の相談（残薬確認等）
- 4 医師の指示による医療処置（点滴・インスリン等）医療機器の管理（在宅酸素・胃瘻等）
- 5 床ずれ予防、処置（予防のための工夫・処置）
- 6 認知症などのケア（利用者のご家族の相談、対応法等の助言）
- 7 介護予防（健康管理、運動機能低下予防）
- 8 在宅リハビリ（リハビリスタッフと連携）
- 9 ご家族への介護支援・相談・助言（介護方法の助言・療養上の相談）
- 10 ターミナルケア（がん末期や終末期を自宅で支援・ケアの実施）

(利用料等)

第 7 条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、別表のとおり厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定受領サービスであるときは、その 1 割の額とする。ただし、介護保険法第 49 条の 2 に規定する要介護被保険者及び第 59 条の 2 に規定する居宅要支援被保険者は 2 割または 3 割の額とする。(その負担割合については、市区町村から届く負担割合証にて確認する。) なお、健康保険の場合は診療報酬の額による。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 実施地域以外は片道 15 km 未満 300 円、片道 15 km 以上 1 km 増すごとに 100 円
- ② 保険外となる衛生材料費等は、実費とする。
- ③ エンゼルケアの利用料は、15,000 円とする。

3 前二項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、小郡市、筑紫野市、太宰府市、朝倉郡筑前町、佐賀県鳥栖市、佐賀県三養基郡基山町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第 9 条 看護職員及び理学療法士等は、訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護職員及び理学療法士等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(持続可能な 24 時間対応体制確保の推進)

第 10 条 利用者またその家族に対して当該基準に規定する 24 時間対応体制は、利用者又は家族の同意を得る。

- 1 持続可能な 24 時間対応体制を確保するため看護師が夜間対応した翌日の勤務を確保する。
- 2 夜間対応に係る勤務の連続回数が 2 連(2 回)までとする。
- 3 前号により看護業務の負担軽減を図る。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 11 条 利用者等が事業所の提供するサービスを利用するにあたっての留意事項は次のとおりとする。

当該訪問看護及び介護予防訪問看護のサービスは、計画的に提供されるものであることから、次の訪問日はあらかじめ通告しており、その予定日に都合が悪くなり変更を希望する場合は、速やかに担当者若しくは事業所に連絡すること。

(非常災害対策)

第 12 条 従業者は地震及び火災等の非常災害に際し、利用者等の人命の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置をとらなければならない。

- 2 従業者は消火器、消火栓等の消火設備、救急品、避難具等の備え付け場所ならび、その使用方法を熟知しておかなければならない。
- 3 従業者は非常災害を発見、又はその発生の危険性を察知したときは、臨機の措置をとるとともに、当該状況を管理者もしくは他の従業者に連絡し、所轄消防機関等に通報するなど適切な措置によりその被害を最小限にとどめるように努めなければならない。
- 4 消防法第 8 条に規定する防火責任者は、非常災害に関する具体的計画（消防法施行則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）を策定するとともに、当該計画に基づく消火、通報及び非難訓練（年 2 回実施）等の消防業務を行うものとする。

(個人情報保護に関する事項)

第 13 条 従業者は個人情報保護に際しては、当法人が定める「個人情報の保護に関する規則」および「個人情報の保護に関する法律」「同施行令」「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」に基づき、利用者等又はその家族に関する個人情報を適切に取り扱い、信頼される事業所であるよう惜しまぬ努力を続けていくものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 ステーションは、利用者やご家族の人権擁護及び虐待の防止に努め、責任者（事業所管理者）を設置する等の必要な体制整備を行うとともに、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催する。また事業所の看護職員及び理学療法士等に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

(身体拘束に関する事項)

第 15 条 ステーションは、身体拘束の適正化を図る為、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ① 身体拘束を適正化のための検討する委員会を定期的を開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図る事
- ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。
- ④ 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行ってはならない。
- ⑤ 前号の身体的拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際利用者の心身の状況並びに緊急をやむを得ない理由を記録しなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第 16 条 ステーションは感染症や非常災害の発生時において、利用に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業計画」という）を策定し、事業計画に従い必要な措置を講ずる。

2 ステーションは、従業者に対し業務計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年以 1 回以上実施する。

3 ステーションは定期的に事業計画の見直しを行い、必要に応じては事業計画の変更を行う。

（衛生管理）

第 17 条 従業者の清潔保持及び健康状態の管理を行うとともに、事務所の設備及び備品の衛生的な管理に努める。

（感染症及びまん延の防止）

第 18 条 ステーションは当事業所において感染が発生し、又はまん延しないように次の各号に挙げる措置を講ずる。

- ① ステーションにおける感染予防およびまん延防止のための指針を整備する。
- ② ステーションにおいて事業者に対し、感染予防及びまん延防止のための研修並びに感染予防及びまん延防止のための訓練を年 1 回以上実施する。
- ③ ステーションにおける感染予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 ヶ月に 1 回開催するとともに従業者に周知徹底を図る。

（職場ハラスメントの防止）

第 19 条 ステーションは、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明

確化等の必要な措置を講じなければならない。

(苦情処理)

第20条 従業者は提供した指定訪問看護等に対する利用者又はその家族化の苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口を設置し執拗な措置をこうじなければならない。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 ステーションは介護保険法の規則により市町村や国民保険団体連合会が行う調査に協力するとともに市町村から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って改善を行うものとする。
- 4 ステーションは市町村から改善報告の求があった場合は改善内容を報告する。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 ステーションは、看護職員及び理学療法士等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後1ヶ月以内
継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者に対して毎年1回は定期的健康診断を受ける機会を設けて、従業者の健康管理に努める。又、臨時に行なう健康診断や伝染病予防のために行なう検査及び予防接種も同様である。
- 5 この運営規定については、医療院内での書面掲示、ウェブサイト（法人のホームページ若しくは情報公表システム上において）にて閲覧できるものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人せいわ会とステーション管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

令和6年4月1日改訂